

4K・8K実用放送の再放送等を行うための制度整備

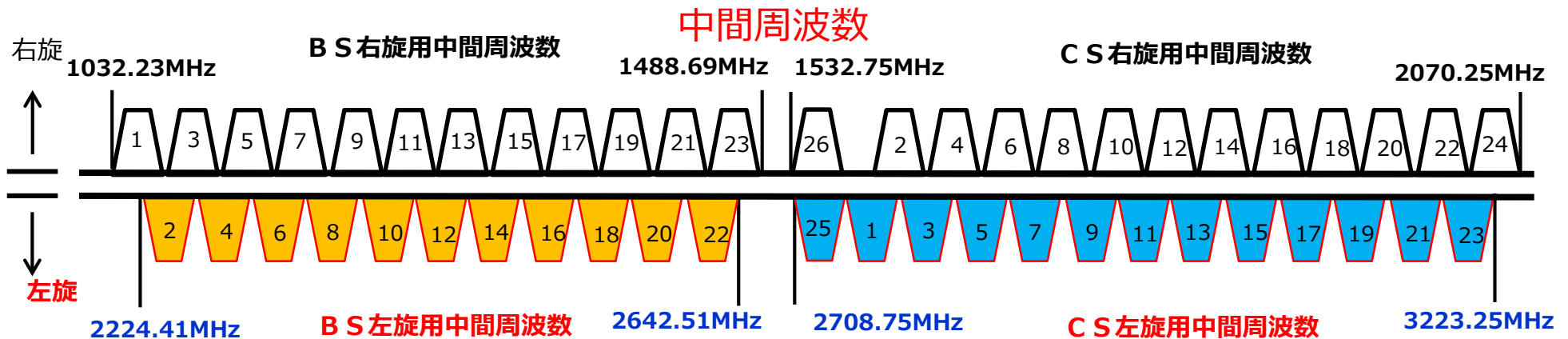
別紙1

(左旋円偏波利用のための中間周波数の追加)

概要

有線一般放送においては、BS及び東経110度CSによる放送（12GHz帯（右旋円偏波利用））の再放送等を行うために、「有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令」にて、搬送波の周波数として（1.0～2.1GHz帯（中間周波数））を規定している。

4K・8K実用放送（12GHz帯（左旋円偏波利用））が2018年12月に開始されることから、有線一般放送においても再放送が行えるよう、4K・8K実用放送（左旋円偏波利用）の中間周波数帯（2.2～3.2GHz）を搬送波の周波数として追加等を行うものである。



○今後のスケジュール（予定）

- 2月 放送システム委員会（メール審議）
- 2月中旬～3月中旬 パブリックコメント（30日間）
- 4月 電波監理審議会諮問、答申
答申を受けた後、公布・施行

4K・8K実用放送の再放送等を行うための制度整備

(左旋円偏波利用のための中間周波数の追加)

改正概要

省令	<p>有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令 (平成二十三年総務省令第九十五号)</p> <ul style="list-style-type: none">・有線一般放送にて4K・8K実用放送（左旋円偏波利用）の再放送が行えるよう、4K・8K実用放送（左旋円偏波利用）の中間周波数帯（2.2～3.2GHz）を搬送波の周波数として追加する。
告示	<p>デジタル有線テレビジョン放送方式に関する多重フレームヘッダ情報の構成を定める告示 (平成二十七年総務省告示第九十五号)</p> <ul style="list-style-type: none">・多重フレームの搬送波の総数について、1～255に改める。